



報道関係者各位

令和7年5月7日（水）

【照会先】

萩労働基準監督署

監督・安衛課長 井本 洋平

電話 0838-22-0750

労働安全衛生法違反被疑事件の書類送検について

萩労働基準監督署（署長 佐治 康弘）は、令和7年5月7日、合同会社フクセンほか1名を、労働安全衛生法違反の疑いで山口地方検察庁に書類送検しました。

1 被疑者

(1) 合同会社フクセン

所在地：山口県下関市

(2) 同社 代表社員A

2 違反条文

被疑者合同会社フクセン、被疑者代表社員Aともに、

労働安全衛生法違反

同法第21条第1項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第480条第1項（造材作業における危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 事件の概要

被疑者合同会社フクセンは林業を営む事業者であるが、同社の代表社員Aは、令和6年12月26日、山口県長門市俵山山中の森林伐採現場において、造材作業（※）を労働者Bらに行わせるに当たり、伐倒した木が滑り落ちることによる危険を防止するためのくい止め等の措置を講じていなかった疑い。

上記作業中、長さ約20メートルの伐倒木が斜面を滑り落ち、下方で作業していた労働者Bに衝突し、死亡する労働災害が発生した。

※造材作業・・・伐倒木の枝払い、玉切り（所定の長さで輪切りする）及び皮はぎ等のこと。

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

○労働安全衛生規則

(造材作業における危険の防止)

第四百八十条 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第二号～第四号 略)

(両罰規定)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。